

令和 8 年度

厚地配水管布設替工事 2 工区

特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適用範囲

- 1 この仕様書は、厚地配水管布設替工事2工区に適用する特記仕様とする。
- 2 この仕様書に定めのない事項は、鹿児島県土木部土木工事等共通仕様書及び、日本水道協会水道工事標準仕様書及び建設大臣官房庁営繕部制定「建築工事共通仕様書」を含め下記仕様書等によって施工するものとし、これらに準拠しがたい場合は監督員と協議をすること。尚、各仕様書等は最新刊を参照すること。
 - (1) 土木工事共通仕様書（鹿児島県土木部）
 - (2) 土木工事請負必携（鹿児島県土木部）
 - (3) 土木工事施工管理基準（鹿児島県土木部）
 - (4) コンクリート標準示方書[施工編]（土木学会）
 - (5) 水道工事標準仕様書（日本水道協会）
 - (6) 水道施設設計指針（日本水道協会）
 - (7) 土木工事安全施工技術指針（全日本建設技術協会）
 - (8) 建築工事共通仕様書（建設大臣官房庁営繕部）
 - (9) 水道工事施工管理基準【土木】（南九州市水道課）
- 3 この仕様書は、共通仕様書に優先する。
- 4 工期は、令和9年1月25日までとする。ただし、12月末までに舗装以外の作業を完了させ監督員に最終数量を報告することを条件とする。
- 5 この工事は、前払金を40%以内の範囲で支払うことができる。

第2条 法令・条例などの遵守

工事の施工にあたり、請負者は関係法規及び県、市等の条例、規程等、工事の施工に関する諸法令規則を遵守し、必要な届出、手続き等は請負者がこれを代行するとともに密接な連絡を保ち、設備使用開始に支障のないようにすること。なお、これらに要する費用は全て請負者の負担とする。

第3条 設計書・仕様書および図面

本工事の設計書・仕様書および図面について、疑義を生じたる場合は監督員との協議により解決するものとする。

仕様書・設計図面に明示されていない事項で、技術上または施工上当然必要と認められる軽微なものは、監督員の指示に従わなければならない。

第4条 材料の使用及び検収

材料の仕様は、「第2章材料」に示す通りとし、材料を現場搬入後は、材料検収願いを提出して監督員の検査を受け合格品のみ使用するものとする。

第5条 工事現場管理

1 建設工事の適正な施工の確保

請負者は、調査、施工計画、出来高成果、検査等のために専属として経験ある技術者を常置し、監督員の指示に応じなければならない。

- (1) 建設業法に違反する一括下請負、その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに配置しなければならない専任の主任技術者または監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（請負者

と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る)を配置すること。

2 現場代理人

請負者は代理人をもって工事管理にあたらせることができる。この場合は現場代理人等専任通知書を提出して承認を受けること。

尚、現場代理人は請負者の権限を代行する資格を有する者であること。

3 主任技術者

請負者は工事主任技術者を選任し、現場代理人等専任通知書を提出して承認を受けること。主任技術者と現場代理人は、これを兼務することができる。

4 工事用の材料機器は、交通の妨害、その他公衆に迷惑とならない様に常に整理しておかなければならない。

5 作業に当たっては、「道路交通法」・「労働安全衛生法」等関係法規を遵守して事故防止に務めなければならない。道路占用許可及び道路使用許可等の条件があるときは、関係官庁の指示に従わなければならない。

6 地下埋設物は、施工に先立ち充分調査し、必要のある場合は監督員の指示に従い、試掘により種類・規模・位置を確認しなければならない。

工事施工中、地上施設物・地下埋設物等の移動または防護を必要とするときは、監督員に申し出て指示に従わなければならない。これに要する費用は、監督員との協議による。

7 工事施工に先立ち、現場付近の居住者に対して監督員と協議のうえ、工事施工の方法、作業時間等について説明を行ない充分協力を得られる様に務めなければならない。

第6条 工事連絡等

1 工事月報は毎月 25 日迄に提出を原則とする。また監督員との協議等は打合せ簿を必ず提出すること。

2 工事中の協議、打合せ、報告、連絡等については原則として現場代理人が行うこと。

3 現場代理人は工事現場において、諸般の事務連絡を常時可能にするため、工事現場に電話を設置した場合等を除き、携帯電話を装備する等不在時の呼び出しにも応じるような体制をとること。

4 断水を伴う作業について、関係者と十分に協議し作業をおこなうこと。また、その結果を工事打合せ簿にて報告するとともに、1 週間前までには自治会長及び住民への周知もおこなうこと。

第7条 現場代理人の兼任

1 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。ただし、本市における災害復旧工事については、兼任できる工事の件数を制限しないこととし、(6)に規定している担当する工事現場の稼働日は可能な限り重複しないこととする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、選任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、選任の技術者配置の特例によりほかの現場と兼任が認められた工事については（２）、（４）、（５）の要件を満たすものとし、兼任できる工事は２件までとする。

- （１） 兼任できる工事は３件までとし、それぞれの工事の当初請負金額が４,５００万円未満であること

※設計変更により、兼任するそれぞれの工事の請負金額が４,５００万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置）

その場合は、「現場代理人等選任（変更）通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと

- （２） 受注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取れること
- （３） 兼任する工事は、概ね１時間以内で移動できる範囲
- （４） 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- （５） 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、１日１回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること
- （６） 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

２ 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任（変更）通知書により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

３．受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第１２条に基づき、受注者に対して必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

第８条 施工体制台帳の作成等について

請負者は、建設工事の一部を下請けに付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督員に遅滞なく（遅くとも下請工事着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度当該変更のあった年月日を付記して、変更に関する事項について作成し提出すること。

第９条 施工体系図の作成等について

請負者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下の（１）から（４）の業務を下請けに付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中に工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について作成し、提出すること。

- （１） 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う場合
- （２） 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- （３） 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- （４） その他監督員が記載を指示した業務等

第１０条 工事の検査

工事の検査は出来高検査及び完成検査とし、日時を定めて立会の上、行なわなければならない。

完成検査については、検査員の指示により、機器の機能検査及び通水試験を行ない、手直し改造等を生じたる場合は、監督員立会のうえ速やかに施工し、再検査を受けなければならない。

第11条 引き渡し及び所有権の移転

引き渡しは、完成検査に合格して竣工図の作成・目的物引渡書を提出して承認を受けて完了するものとする。

第12条 竣工図の提出

配水管路の工事竣工図（実測図）を作成し、細部の詳細図を提出すること。特に管路については、監督員と協議のうえ作成する。

第13条 洗 管

管布設完了後、管内の異物を排出するため、完全除去が確認されるまで充分排水を繰り返すこと。

洗管作業においては監督員の指示に従うこと。

第14条 電子納品

- 1 本工事は、電子納品の対象とする。電子納品とは南九州市ホームページ掲載の「南九州市電子納品の手引き（案）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。
- 2 電子納品の運用にあたっては「南九州市電子納品の手引き（案）」に基づきおこなうものとする。

第2章 材 料

第1条 材料の規格

使用材料は、すべて日本産業規格（JIS）・日本水道協会規格（JWWA）等に適合するものとし、表示のないものは監督員の指示によるものとする。

第2条 材料の検査

監督員の指示により工事用材料の規格証明書（水道協会）を求められた場合は、これに従わなければならない。この場合は、検査を省略することができる。

材料検査に際して請負人は、これに立会い、不合格品はただちに現場より搬出しなければならない。

第3条 材料の試験、資料の提出

本工事に使用するアスファルト合材、生コンクリート等は、事前に監督員と材料、配合等について打合わせの上発注し、強度試験・品質検査の報告書を提出し、承認を得なければならない。

第4条 材 料

材料納入に先立ち承認図によって、メーカー・製品について監督員の承認を得て、かつ発注予定先一覧表を提出しなければならない。

第5条 材料に関する出荷証明書の提出

本工事で使用した材料について、メーカーからの出荷証明書を完成図書に添付しなければならない。

第3章 水道管布設工事の施工監理留意事項について

工事施工にあたり、設計図書・工事標準仕様書・特記仕様書に基づいて施工しなければならない。

また、建設業法・道路交通法・騒音規制法・労働基準法・職業安定法・労働者災害補償保険法・労働安全衛生規制・市民の環境をよくする条例・その他関係法令条例等に従うとともに、道路、河川等管理者及び警察署の指示許可条件を遵守しなければならない。主任技術者・現場代理人及び配管工に定められた人は、上記事項に留意し、監督員と十分な連絡をとりながら、常に工事現場の進捗状況を把握し工事の円滑・迅速な進行をはかり、作業員等に十分監督指導し、付近住民に迷惑をかけないよう風紀衛生の取締り、工事災害等の防止に努めること。

第1条 工事着手

- 1 着手前の打合せについては、現場説明事項に留意するとともに現場状況を十分調査して、施工詳細図等により実行程を打合わせること。
- 2 自治会長及び付近住民に工事の周知をはかること。チラシ等の配付については原稿を提出し市側と協議すること。
- 3 関係団体に工事協力をお願いをすること。学校・幼稚園・スクールゾーン委員会・保健衛生環境整備等。
- 4 工事に関し非常連絡態勢の確立、電話連絡先等に通知、会社事務所員にもあらかじめ工事内容を知らせておくこと。
- 5 材料検査表及び承認図の提出、管材は規格品とし、特殊製品については承認されたものとする。
- 6 道路標識・工事標示板等は指定のものとし、工事期間は実施期日を明確に記入すること。
- 7 他埋設物の調査及び当該管理者への手続き、ガス・NTT ケーブル・電力ケーブル・水路下水道等、その管理者の指示を受けること。
- 8 工事用資材の確認、機器の整備、点検を行うこと。
- 9 工事の長期間にわたる箇所、また夜間作業等においては、仮設電力を設置すること。
- 10 特に夜間は、騒音に留意すること。(エンジンカッター、ランマー、舗装切断カッター等)

第2条 布設位置

管布設の平面位置及び土被りは、設計図により正確に決定する。まず試掘を行い、必要に応じ地下埋設物その他障害物等なために変更を生じたときは、係員と協議して決定しなければならない。

第3条 掘削工及び土留工

- 1 舗装切断、舗装面は必ず切断用カッターを使用し、標準断面幅に切ること。また安全施設は本工事に準ずる。即日掘削しない時は、切りくずを除去しておくこと。
- 2 舗装切断作業は現場代理人又は配管工立会いのうえ行うこと。
- 3 布設予定管路が指示図通り施工できない場合は、監督員と協議すること。
- 4 現場代理人は、工事全般について熟知し、工事用機械器具等は当該工事に適応したものを使用すること。
- 5 1日の作業延長は工事時間が制約されるので、土砂置換・転圧・舗装作業等を考慮のうえ決定すること。
- 6 掘削は原則として機械施工（バックホウ）とし、管底部分は手掘りにて平坦に仕上げなければならない。
- 7 掘削は、制限時間内に埋戻しが完了できる範囲を原則とする。もし埋戻し作業が残る場合

は、夜間点灯・危険防止柵設置等を設けて危険防止を保つよう処置しなければならない。

- 8 土質により法面の崩壊の恐れがある場合は、監督員の指示により矢板による土留工を施工しなければならない。なお、これに要する費用について監督員との協議により決定する。
- 9 水のある場合は、排水設備を完備しなければならない。
- 10 掘削・埋戻し等土質による工事費の増減は監督員と協議して決定すること。
- 11 工事現場内では、保安帽及び安全靴を着用すること。
- 12 現場代理人及び配管工は腕章を着用すること。

第4条 配管

- 1 配管工は豊富な実務経験と知識を有し、熟練した人を配置すること。人員は工事の規模により定める。
- 2 管の据付けにあたっては、内部及び継手部を清掃し適応した工具及び手順により行うこと。
- 3 布設は原則として低所から高所へ配管し、文字は上向きとする。
- 4 他埋設物と接近する場合は、原則として30cm以上離すこと。ただし、所定の間隔を保持できないときは監督員と協議する。
- 5 作業終了後または休憩時間等は、必ず木栓又は板蓋を取付け、管内に異物や土砂、汚水等が流入しないようにする。
- 6 管接合要領は第3章第8条の通りとし、特に铸铁管、メカニカル継手の締付はトルクレンチを使用し、締付けトルクを厳守すること。又、フランジ接合はパッキンが移動しないよう固定し、ボルトを片締にならないよう締めつけること。
- 7 連結作業は、第3章第8条による。
- 8 給水切替作業にあたっては、給水装置所有者に切替の主旨を十分に説明し、承諾を得てから土地への立入り及び工事を行うこと。
- 9 管の土被りは、原則として設計図面に準拠しなければならないが、部分的に前後の状況及び地下埋設物によって、設計図面どおりに布設できない場合は、監督員の承認を得て変更しなければならない。
- 10 舗装復旧後、新しく布設した配管の位置が分かるように、測点ごとに既設構造物(側溝、外壁等)から新設配管までの距離を写真で管理しなければならない。

第5条 埋戻し工及び残土処理

- 1 埋戻しは監督員の配管検査を受け、許可を得た上で埋戻し、残土は遅滞なく運搬処理しなければならない。
- 2 県道・市道及び農道はシラス埋戻しとする。埋戻し材については、監督員の承認を受けなければならない。一層の仕上厚は20cmを標準とする。
- 3 最大乾燥密度の90%以上にする。それ以外の埋め戻し、路体部については、30cm毎の転圧とする。
- 4 ランマーを使用できない箇所は、棒つき、水締めを行い十分締め固めること。
- 5 建設廃材及び残土(産業廃棄物含む)は、指定場所へ処分しなければならない。
- 6 建設発生土の搬出については下記による。
 - (1) 搬出場所：任意の場所
 - (2) 運搬距離：4.0km 相当
 - (3) 施工計画書に捨土箇所の位置、現況写真等を記載すること。

- (4) 処分状況の記録（捨土前、敷均し状況、捨土完了時写真）を完成図書に記載する。
- (5) 処分に起因する災害及び苦情等については、請負者の責任において処理すること。
- (6) やむ得ない事情により上記の指定に拠り難い場合は、監督員と協議の上、その指示に従うこと。

第6条 路面復旧

- 1 路面復旧は原形復旧を原則とし、埋戻し後の舗装本復旧までの期間は、監督員の指示により請負者の責任にて路面を整備し、交通に支障のないよう処理しなければならない。
- 2 アスファルト舗装については、日本道路協会アスファルト舗装要綱及び県アスファルト舗装示方書に準拠するものとする。

第7条 建設副産物の搬出及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)の提出

施工により発生する建設副産物の搬出は、再資源化施設を利用すること。尚、本工事の発注に際しては、以下の処分業者により積算している。但し、当該処分業者については処分地の指定とするものではない。

副産物種類	処分業者	運搬距離
アスファルト	永里興産	L=12.8km

- (1) 本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録(E票の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表を完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分完了せず、E票が処分業者により返送されていない場合は、A票・B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了しE票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

第8条 管の接合

- 1 水道用硬質塩化ビニル管の施工

(1) TS接合

- ①受け口内面及び挿し口外面を乾いたウエスできれいに拭く。特に油分と水分は注意して拭き取る。なお、荷締機及びワイヤー等はあらかじめセットしておく。
- ②挿し込み深さを挿し口端よりスケールで測り、マジックインキ等で標線を記入する。
- ③接着剤は、受口内面及び挿し口外面（標線の手前まで）を塗り、ムラや塗りもらしの無いよう、円周方向に均一に塗布する。
- ④接着剤塗布後は、素早く挿し口を受口に挿入し、標線位置まで挿し込み、そのまましばらく保持する。
- ⑤接合後、はみ出した接着剤は直ちに拭き取り、接合部に無理な荷重を加えない。
- ⑥接着剤は、使用前点検すること。接着剤は、蓋を開けたとき、溶剤特有の刺激臭が無く、ゼリー状になっているものは使用してはならない。

(2) フランジ型継手

六角ボルトの最終締め付けトルクは次の通りとする。

ボルト M16—トルク 60N・m (6kgf・m)

ボルト M20—トルク 90N・m (9kgf・m)

ボルト M22—トルク 120N・m (12kgf・m)

ボルト M24—トルク 180N・m (18kgf・m)

ボルト M30—トルク 330N・m (33kgf・m)

(3) 接合結果の記録

接合長業の良否の判定及び接合後における継手部の挙動を確認するため、チェックシートを作成し、記録すること。

2 鋳鉄管 (GX 形・NS 形 E 種継手) の施工

(1) 一般事項

- ①接合に先立ち、接合の方法や順序、継手の付属部品及び必要な器具、工具等を点検確認すること。
- ②挿し口部の外面、受け口部の内面、押輪及びゴム輪等に付着している油、砂、その他の異物を完全に取り除くこと。
- ③ダクトイル鋳鉄管の接合にあたり滑剤を使用する場合は「ダクトイル管継手用滑剤」を使用すること。なお、ゴム輪に悪影響を及ぼし衛生上有害な成分を含むグリース等の油類や中性洗剤、プラスチック管用滑剤は絶対に使用してはならない。
- ④ボルト・ナットの締付においては、仮締め、追締めを順序良く行い、全箇所トルクレンチにて締付けトルクを確認すること。
- ⑤接合完了後、埋戻し前に継手の状態及びボルトの締付け具合を再度確認する。
- ⑥各種耐震管及び大口径管の接合は、全ての継手接合箇所においてチェックシート等を使用し、接合状態を管理すること。(K形管等については、監督員の指示により必要に応じて使用することとする。) なお、チェックシートは日報とともに提出するとともに、検査書類として提出する。(チェックシートは水道工事施工要領書参照)
- ⑦接合に不具合が認められるときは、継手を解体しゴム輪を交換して接合をやり直すこと。

(2) GX 形・NS 形 (E 種) ダクトイル鋳鉄管の接合

- ①挿し口外面の清掃は端部から 30 cm 程度とする。
- ②ロックリングおよびロックリングホルダはあらかじめセットされている。所定の受口溝にロックリングおよびロックリングホルダが正常な状態にあるか目視および手で触って確認する。
- ③ゴム輪を清掃し、ヒール部を手前にし受口内面におさめる。その後、ヒール部と受口の間に隙間ができないようにゴム輪を上部に寄せる。その後、凹みを手やプラスチックハンマなどで押しながら受口内面の所定の位置に装着する。
- ④ゴム輪装着後プラスチックハンマでゴム輪を受口内面になじませるようにたたく。さらに、ゴム輪内面を指で触り、部分的な浮き上がりが無い事を確認する。
- ⑤ゴム輪の内面テーパ部および挿し口外面 (挿し口先端部から白線 A までの範囲) に滑剤をムラなく塗布する。
- ⑥管をクレーンなどで吊った状態にして挿し口を受口に預ける。この時、ゴム輪や挿し口に石や木片などの異物が付着しないようにする。また、2 本の管の曲げ角度が 2° 以内となるようにする。2° より大きく屈曲した状態で挿入すると、ゴム輪がずれたり、挿し口先端がロックリングに引っかかったりして接合できなくなる場合がある。ライナを装着した直管受口に接合する場合はまっすぐに接合すること。

⑦専用のチェックゲージを用いてゴム輪の位置を確認する。なお、曲げ接合した場合の屈曲の内側は受口と挿し口の隙間が小さく、チェックゲージがゴム輪位置まで挿入できない場合があるので、そのような場合はチェックできなかったことをチェックシートに記載する。また、再度接合する時は、ゴム輪は新しいものと交換する。

※日本ダクタイル鉄管協会が発行する接合要領書に準拠すること。

- ・K 形ダクタイル鉄管接合要領書
- ・GX 形ダクタイル鉄管接合要領書
- ・NS 形ダクタイル鉄管（E 種管）接合要領書

第 9 条 路面復旧工

- 1 路面復旧は原形復旧を原則とし、埋戻し後の舗装本復旧までの期間は、監督員の指示により請負者の責任にて路面を整備し、交通に支障のないよう処理しなければならない。
- 2 アスファルト舗装については、日本道路協会アスファルト舗装要綱及び県アスファルト舗装方書に準拠するものとする。

第 10 条 連絡作業等

送配水管の切断、連絡作業は短時間のうちにやりとげなければ周辺の住民等に迷惑をあたえることになる。

作業を早く正確に行うために市と施工者により工事内容、法手順等について十分な打合せが必要である。又全体を掌握する指揮は主任技術者とする。

注意事項

（１）管材料搬入（特に付属品の確認）

材料の集積は工事に支障がない限り順番に配置し、吊込みに時間がかからないようにする。

（２）連結箇所確認

試掘により既設管の管種、口径、ジョイント形式、他の埋設物の確認を行い、事前に切断位置を決めておく。

（３）既設管の切断

イ 切断の位置寸法を再確認し、監督員と協議の上作業にかかる。

ロ 既設管を切断する場合、管内の水が流出してくるがこの水は、早急に汲み出し、断水時間の短縮に努めること。このため監督員と打合せ、十分なポンプ設備を施すこと。

（４）接合への準備

イ 切管で長さの決定したものは事前に切断しておくこと。

其の他、必要本数の切管は用意しておく。

ロ 仕切弁の継手は陸継ぎする。

（５）連結

既設管との連結には既設管には汚泥はもちろん、木片又は作業用器具等を置き忘れないよう十分注意し、監督員立会のうえ管内の点検を行い、支障のないことを確認したうえで連結すること。

（６）住民への周知

影響範囲内にある住民や自治長への周知・広報については、受注者でおこなうものとする。なお、その方法や結果について打合簿にて報告すること。

第4章 コンクリート構造物及び土工等附帯工事

- 第1条 本章の適用対象は知覧地域平久保配水管布設替工事のうち、構造物及び附帯工事その他コンクリート施工を伴うもの一切を含むものである。
- 第2条 請負者詰所・工作小屋・材料置場・便所等必要な仮設物の設置については、監督員の承認を受けた上設けるものとする。
- 第3条 火気を使用する場所、可燃性材料を貯蔵する場所等は防火に関し、セメント等を貯蔵する場所は防湿に関し、それぞれ適当な貯蔵設備をしなければならない。
- 第4条 火薬類爆発物または人体・農作物等に害を及ぼす恐れのある危険物の保管取扱いについては、法的に定められた手順をふみ、危険盗難防止に関し、特に留意しなければならない。
- 第5条 工事用電気・給水設備等は請負者においてその手続き施設費用等一切を取計うものとする。
- 第6条 水盛遺方については、配置図・設計図等によって縄張りをなし要所に遺方抗木貫を正確堅固に取付け必要な基準線等を記入し、常時狂いを修正して正確に保持する。なお、適当な位置に「仮ベンチマーク」を標示するものとする。
- 第7条 足場・栈橋等は、施工の種類・規模に応じて材料・方法を選択し、施工及び監督に便利なよう堅固に構築し、破損及び腐朽はその都度補修して安全維持に注意するものとする。
- また、特に明示がない場合でも工事実施上、又は危険防止必要と認められる場合には、監督員と協議の上、仮囲等を設けるものとする。
- 第8条 本工事に支障となる湧水・溜水等は、ポンプあるいは排水溝を設ける等適当な方法で処理するものとする。
- 第9条 配水管・その他構造物に附帯する管・弁類・その他機器類については、発注予定先一を提出、必要によっては施工図・詳細図等を提出して監督員の承認を受けるものとする。

第5章 安全管理

- 第1条 請負者は、労働安全衛生法、同法施行例及び同法施行規則を遵守し安全施工に努めること。
- 第2条 新規に本工事の施工に従事する者に対しては、新規入場者教育を実施すること。
- 第3条 本工事に際し、現場に即した安全訓練等について工事着手後、原則として作業員全員の参加により、月当り半日以上（月当り2回2時間以上）を割当て、次の各号から実施内容を選択し、安全訓練等を実施すること。
- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 本工事内容等の周知徹底
 - (3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - (4) 本工事における災害対策訓練
 - (5) 本工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全訓練等として必要な事項
- 1 施工計画書に、本工事の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画（実施内容及び実施予定日）を記載すること。
 - 2 工事現場には、現場標識・安全標識及び保安柵等を設置し安全管理を行うこと。
 - 3 工事現場内から道路の出入口等における交通に与える影響を最小限にとどめ、交通事故防止に努めること。

- 4 現場作業員等への安全意識の向上を図るよう始業前に危険予知活動、ラジオ体操等を実施するとともに、危険予知看板等を設置し安全教育に努めること。
- 5 安全訓練等の実施状況を工事報告（工事月報及び実施状況写真、出席者サイン）に記録し報告すること。
- 6 工事期間中は、安全巡視員（又は、安全管理人）を配置し工事現場における安全に関する巡視・点検・連絡調整等工事地域内全般の監視、あるいは連絡を行わせ安全確保に努めること。
- 7 現場の安全日誌等の安全管理に関する書類について、監督員より提示を求められた場合において提出できるようにしておくこと。
- 8 工事施工の安全を確保するため「土木工事安全施工技術指針」（全日本建設技術協会発行）によること。

第6章 その他

- 第1条 請負者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- 第2条 工程表提出時に建設業退職金共済制度の発注者提出用掛金収納書を提出すること。また、共済証紙の貼付状況を確認できるように受払簿を備え付けること。
- 第3条 工事に関して提出する書類について、新規入場者教育資料・安全会議実施資料・重機械点検簿安全日誌・KY活動記録・建設業退職金等共済証紙等の写しは提出する必要のないものとする。但し、完成検査時に確認を行うので検査会場には資料として持参するものとする。
- 第4条 排出ガス対策型建設機械の使用について、本工事において以下の対象機種を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械または「排出ガス浄化装置」装置機械の使用を原則とする。但し、①リース業者等が対策型建設機械を供給できない場合、②自社で未対策型建設機械を保有し対策型建設機械を使用することが妥当でない場合等は、監督員との協議により未対策型建設機械を使用してよいものとする。但し、設計変更の対象とする。

(1) バックホウ (2) ホイールローダ (3) ブルドーザ (4) 発動発電機 (5) 空気圧縮機 (6) 油圧ユニット (7) ローラ類 (8) ラフテレーンクレーン

尚、排出ガス対策型建設機械または「排出ガス浄化装置」装置機械の使用の有無を施工計画書に明示し、写真を添付すること。

- 第5条 低騒音型建設機械の使用の原則化について

本工事は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年建設省告示第1536号）により指定された低騒音型建設機械の使用を原則とする。なお、低騒音型建設機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。

- 第6条 建設副産物実態調査（利用量・搬出先調査）への協力について

- 1 本工事の請負者は、「建設副産物実態調査（利用量・搬出先調査）」の対象工事となっているため、調査票の作成に協力すること。
- 2 調査票の作成に当たっては、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」又は国土交通省のホームページで公開する「建設リサイクル報告様式」を使用すること。

第7条 ヤンバルトサカヤスデの蔓延防止対策について

ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督員に報告すること。

第8条 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置

南九州市が発注する建設工事等（以下「市工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅延なく市（発注者）及び警察に通報すること。

市工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市（発注者）と協議を行うこと。

【別添】

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1. 土・樹木等の措置

- (1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。
- (2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物の取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。
一般廃棄物：市町村の管理する焼却施設、民間の焼却施設
産業廃棄物：民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

2. 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3. やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

- (1) 薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。
- (2) 薬剤処理の困難な農作業等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

4. 発生地区に搬入した建設資材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

5. 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木の搬入や農・林業機械の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記1～3の措置が講じられているかを確認する。

※奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H 1 1：南九州市（旧穎娃町・旧知覧町）

H 1 4：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町）

H 1 5：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市

H 1 6：鹿児島市

H 1 7：指宿市

H 2 2：出水市、南さつま市

H 2 5：霧島市、阿久根市

H 2 6：鹿屋市、姶良市

H 2 9：長島町

令和 年 月 日

契約担当者

殿

請負者

商号又は名称

代表者の氏名

印

現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

記

①兼任する工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	現場代理人不在の間の緊急連絡先	氏名	
	連絡先		
②兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
発注機関の連絡先			
③兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
発注機関の連絡先			
工事現場の相互の距離	①－②	km	
	①－③	km	
	②－③	km	

※添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）

※兼任する他の工事の承認を得た場合は、写しを後日提出すること。

※工事現場の相互の距離は直線距離とする。

第 号
令和 年 月 日

請負者

商号又は名称

代表者の氏名

契約担当

現場代理人の兼任について

年 月 日付けで申請のあった下記工事の現場代理人を兼任について、「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものと認めます。

記

1 工事名

2 工事場所

3 その他

他の工事と兼任する工事において発注者の承認を得た場合、兼任の承認について有効とする。